

常滑市新庁舎陶壁でつなぐプロジェクト業務委託
プロポーザルの提案資格に関する表明・確約書

- 1 私たちは、市内に在住、または市内で活動しているやきものづくり手で、かつ、次の者に該当します。
 - ① 総括責任者は、陶壁制作の経験者、または作陶経歴が豊富な者
 - ② 責任者は、50代までの者（生年月日 年 月 日 才）

- 2 私たちは、市税の滞納がありません。

- 3 私たちは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者※ではありません。
（※ 契約締結能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、指定暴力団員等）

- 4 私たちは、次の申立てがされていません。
 - ① 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - ② 会社更生法第17条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ③ 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て

- 5 私たちは、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていません。

なお、本提案資格を満たさないことが判明して失格となった場合、一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、私たちの責任とすることを表明・確約いたします。

常滑市長 伊藤 辰矢 様

令和2年 月 日

総括責任者

責任者